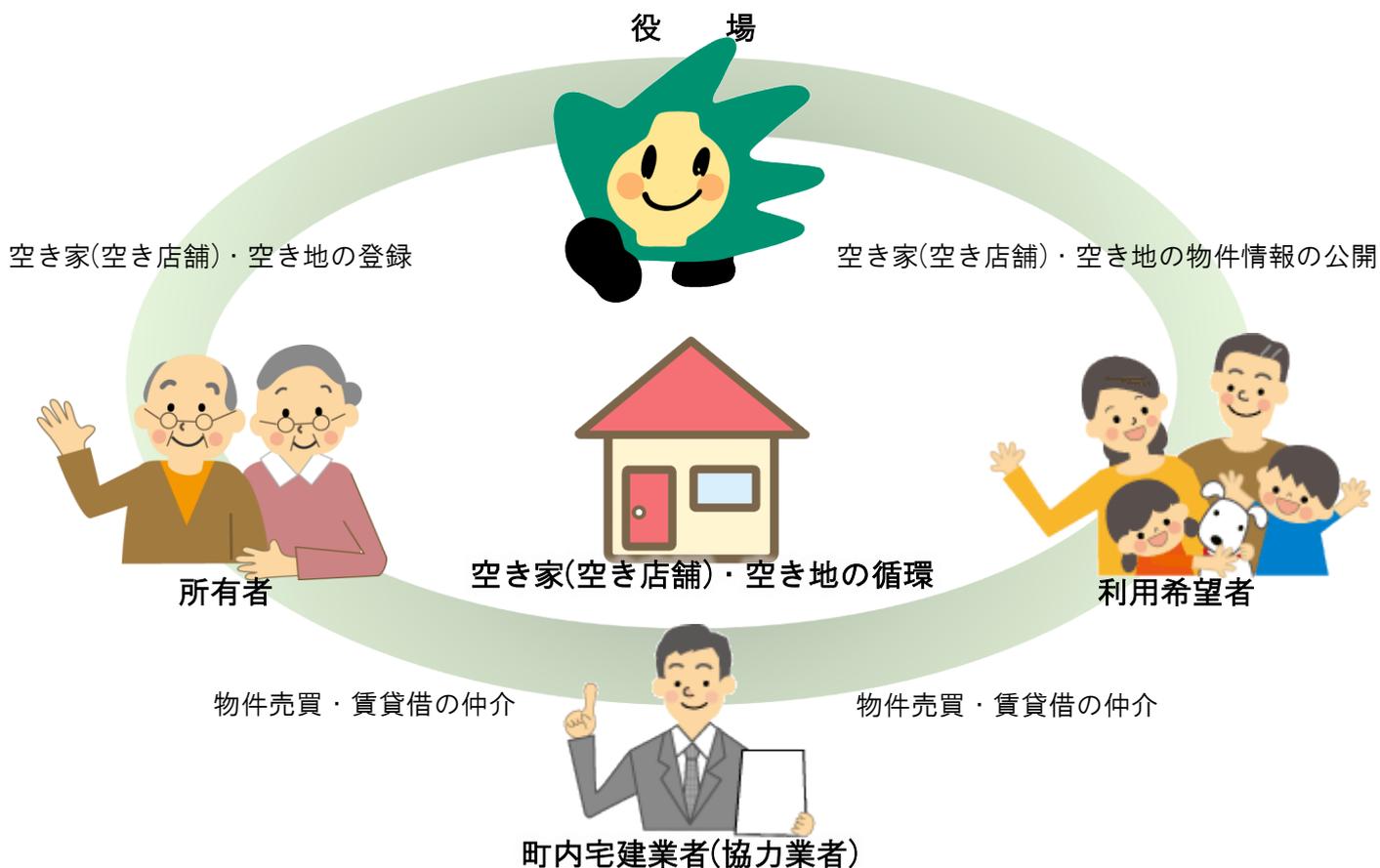


あなたの空き家(空き店舗)・空き地を 資産として有効活用しませんか。

～ 空き家・空き地バンクへの物件登録をご検討ください ～



空き家・空き地バンクとは…

●目的

空き家(空き店舗)・空き地の有効活用により、「移住・定住の促進」「出店などによる商業活動の活発化」など、地域の活性化とにぎわいを創出することです

●概要

空き家(空き店舗)・空き地をお持ちの方から登録いただいた物件を町ホームページなどで公開。所有者と利用希望者をつなぐ制度です。

●特長

売買・賃貸借の契約に際しては、本制度に協力いただく町内の宅建業者が仲介します(手数料あり)。

注：役場は物件情報の登録から公開までで、物件相談や売買・賃貸借の契約などに関しては、一切関与しません。
空き家・空き地バンクへの登録は、空き家等の売買・賃貸借を確約したものではありません。

有効活用のメリットは…

建物は人が住まなくなると、あっという間に老朽化が進みます。売却・賃貸することで、「**資産**」として引き継ぐことができます。

●長期的なコスト

売却することで、固定資産税や維持管理にかかるコストがなくなります。

●資産の維持

賃貸の場合は、家賃・地代収入を固定資産税・維持管理費のコストに充てることができます。

●地域の活性化

防犯・防災・景観の問題がなくなります。また、人が移住するなどにより、地域活性化につながります。

空き家(空き店舗)・空き地の登録申請、または詳しい内容についてお知りになりたい方は…
益子町移住サポートセンター(道の駅ましこ内) ☎：0285-72-5530 メール：iju@m-mashiko.com